



固定資産税相当額を10年間で
最大150万円交付します。

定住促進奨励金のお知らせ

鞍手町では、住宅の購入により町内に居住された方に、定住促進奨励金を交付しています。この奨励金は、対象となる家屋と土地に対する、その年度の固定資産税相当額（上限 15 万円）を最高 10 年間交付するものです。

また、令和7年1月2日以降に住宅を取得した方には、条件を満たせば1年目に限って加算もあります。

■奨励金の交付対象となる方は、以下のチェックリスト全てに当てはまる方です。

※チェックリストの全てに当てはまっても、交付対象とならない場合があります。

■1つでも当てはまらない項目がある場合、申請の前に交付対象となるかどうか必ずお問い合わせください。

チェックリスト

- ☐ 平成24年1月2日～令和12年1月1日に家屋を新築・購入または相続・贈与（※）で取得した
- ☐ （相続・贈与で取得した人のみ）取得した住宅は空家で、取得後に町外から転入した
- ☐ 鞍手町に家を持つのが初めてである
- ☐ 所有した家屋は建て替えではない（同居の世帯員が所有している家を建て替えた場合を含む）
- ☐ 家屋の所有者は、鞍手町に住民登録している（住民票がある）
- ☐ 家屋の所有者とその同居家族全員が鞍手町に納める税金等に滞納がない
（税金等とは、固定資産税などの税金、保育料や給食費など、町に納める全てのお金を含む）
- ☐ 家屋の所有者とその同居家族全員が暴力団もしくは暴力団関係者ではない
- ☐ 家屋の広さが以下の条件を満たしている
 - ・専用住宅は居住部分の床面積が、50㎡以上 280㎡以下
 - ・店舗併用住宅は、居住部分と併用部分（店舗以外の部分）の床面積が 50㎡以上 280㎡以下
 - ・マンションや長屋などの集合住宅は、居住部分の床面積が 40㎡以上 280㎡以下
- ☐ 所有した家屋には、玄関・トイレ・台所・浴室・居室があり、その家屋だけで生活できる
- ☐ 過去にこの奨励金を受けていない

以下に当てはまる方は土地も対象となります

- ☐ 家屋が建っている土地は、平成24年1月2日以降に取得した土地である（購入による取得に限る）
- ☐ 家屋が建っている土地は、家屋の所有者と同じ名義である

◎対象者となる方は、鞍手町に必ず申請してください。（申請方法は裏面をご覧ください）

◎定住促進奨励金は、申請しなければ受け取ることができません。ご注意ください。

■申請（従来からの奨励金）

※10年間の対象期間中は毎年申請が必要です

申請には以下の書類が必要です。①～⑤の書類を準備して、鞍手町へ申請してください。

（⑥⑦は、申請後、②に基づき鞍手町で確認しますので、申請者が準備する必要はありません。）

- ① 鞍手町定住促進奨励金交付申請書★
- ② 鞍手町定住促進奨励金交付申請チェックリスト★
- ③ 取得した土地と住宅の登記事項証明書（コピー不可。申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 住宅の間取り図（間取りを確認できるもの。コピー可）
- ⑤ 奨励金の振り込み先として指定する口座情報の写し
- ⑥（提出は不要です）申請する年度の固定資産税を納付したことを証明する書類
- ⑦（提出は不要です）申請する家に住んでいる全ての人の住民票の写し
（世帯分離していても同じ家に住んでいる人がいればその人の分も確認いたします）

※2年目以降の申請書類は①のみとなります。（電子申請も可。②～⑤の書類は提出不要）

※家屋を共有名義で所有している場合、①②は共有者全員が提出してください。

（③～⑤は、共有名義の場合は1通で構いません。）

※①～⑤以外にも必要な書類を求めることがあります。

※★印の書類は、役場まちづくり課 まちづくり戦略係で配付しています。

■申請（1年目のみの加算分）

※1年目のみ申請が必要です

1年目の申請時に、Aの書類を併せて提出してください。

また、Aの書類の（2）～（4）に当てはまる場合は、BCDのうち必要書類も提出してください。

- A 提出書類加算に係る確認書
- B 新築住宅に太陽光発電施設及び蓄電池設備を備えていることを確認できるもの
- C 購入、相続等で取得した住宅に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置したことを確認できるもの
- D 町外在住時に住宅の建設用地として町内に空家付きの用地を購入したこと及び当該空家を取り壊したことを確認できるもの

■申請期間

8月1日～10月31日 平日 8時30分～17時15分（木曜日は19時まで）

■提出先

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係（役場3階） 持参または郵送で受け付けます。

■申請後の手続き

- 11月～ 申請書に基づいて、交付対象となるかどうかを鞍手町が審査します。
- 1月末 交付対象となった方に「交付決定通知」を送付します。
- 3月末頃 交付決定に基づいて、鞍手町から奨励金を交付します。

● お問い合わせ先 ●

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係

〒807-1392 鞍手町大字小牧 2080 番地2

TEL 0949-42-2033

鞍手町定住促進奨励金ページはこちら→

